

第23期宮城海区漁業調整委員会委員募集要領

漁業法（昭和24年法律第267号）第139条第1項の規定により、次のとおり第23期宮城海区漁業調整委員会の委員候補者を募集します。

1 募集定数	15人 (漁業者委員9人、学識経験委員4人、中立委員2人)
2 主な業務内容	漁業法第135条の規定に基づき、漁業権や漁業調整規則に関する知事への諮問に対し答申すること、水産動植物の採捕制限に関する指示を行うことなど、海区内における漁業に関する事項を処理します。 具体的な職務内容は、宮城海区漁業調整委員会においては年間10回程度開催される委員会への出席や、関連する会議への出席などです。
3 任期	令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）
4 身分	宮城県特別職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項）
5 資格要件	漁業に関する識見を有し、委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができ、下記の条件を満たす者 【区分ごとの資格】 (1) 漁業者委員 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。） (2) 学識経験委員 資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者 (3) 中立委員 海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者 【欠格事由】 ※次の各号のいずれかに該当する方は海区委員になることができません。 (1) 年齢満18年未満の者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
6 申し込み方法	12に記載されている問い合わせ先に提出書類を持参又は郵送してください。 受付時間 午前8時30分から午後5時まで【持参の場合】 ※土日祝日は受付しません。 締切日の午後5時必着とする。【郵送の場合】
7 募集期間	令和6年9月25日から令和6年10月31日まで

8 提出書類	<p>推薦、応募の別に応じ、次の書類を提出してください。</p> <p>(1) 推薦申込書、応募申込書</p> <p>①団体で推薦する場合 団体推薦－漁業者委員（様式第1号） 団体推薦－学識経験委員、中立委員（様式第2号）</p> <p>②個人で推薦する場合 個人推薦－漁業者委員（様式第3号） 個人推薦－学識経験委員、中立委員（様式第4号） ※推薦に当たっては、漁業者委員は3人以上が連名すること。</p> <p>③自ら応募する場合 応募－漁業者委員（様式第5号） 応募－学識経験委員、中立委員（様式第6号）</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>①住民票（被推薦者、推薦者、応募者） ②全部事項証明書（(1) ①団体で推薦する場合であって推薦団体のみ） ※添付書類については、発行後3か月以内のものとする。</p>
9 募集状況の公表	<p>宮城海区漁業調整委員会委員選任要綱第8条の規定に基づき、募集期間の中間及び終了後に、次の内容を県のホームページ等で公表します。</p> <p>(1) 推薦をする者が個人である場合、氏名、職業、年齢及び性別 (2) 推薦をする者が団体である場合、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格など (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況 (4) 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数 (5) 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数</p>
10 審査方法	<p>提出された申込書をもとに宮城海区漁業調整委員会委員候補者審査会が評価基準に従って審査を行います。知事は審査会の報告をもとに委員選任案を作成し、県議会の同意を得た上で任命します。</p>
11 選任結果	<p>選任結果は推薦者、被推薦者及び応募者に文書で通知します。</p>
12 問い合わせ先	<p>〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 宮城県水産林政部水産業振興課漁業調整班（県行政庁舎12階） TEL：022-211-2938</p>

注) 本要領における「漁業法」とは、「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第16条の規定に基づき、同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）」をいう。